市第3号議案

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例(番号)

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月横浜市条例 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を 基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと(当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際

市第3号

両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に、「場合に限る。)」を「場合に限る。)。」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第7条の2中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第7条の3第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同 じ。)を」に、「第7条の6第2号」を「第7条の6第1号」に改 め、同条第4号中「第7条の6第3号」を「第7条の6第2号」に 改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当 該子の親である者に限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育 児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと(当該職 員」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をし た職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児 短時間勤務」に改める。

第7条の6中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第8条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17 条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第9条中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定 する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市職員の 育児休業等に関する条例第3条第4号又は第7条の3第5号の規 定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例 による改正後の横浜市職員の育児休業等に関する条例第3条第4 号又は第7条の3第5号の規定により職員が申し出た計画とみな す。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児 休業等の取得要件を見直すとともに、関係規定の整備を図るため、 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案 する。

市第3号

参 考

横浜市職員の育児休業等に関する条例(抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

(育児休業をすることができない職員)

- 第 2 条 育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 の 条 例 で 定 め る 職 員 は 、 次 に 掲 げ る職員とする。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的に任用される職員
 - (本文省略)

 - (本文省略)
 - 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児 休業法その他の法律により育児休業をしている職員
 - (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しよう とする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育するこ とができる場合における当該職員 (育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 た だ し 書 の 人 事 院 規 則 で 定 め る 期 間 を 基準として条例で定める期間)
- 第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定め る期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
 - <u>(育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 た だ し 書 の 条 例 で 定 め る 特 別 の 事 情)</u> (再度の育児休業をすることができる特別の事情)
- 第 3 条 育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 の 条 例 で 定 め る 特 別 の 事 情 は 、 次 に掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産 したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条</u> 第5条

が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は 同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により 職員と別居することとなったこと。

(第2号及び第3号省略)

- (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員 休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定力を育児休業の当該育児休業の高請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。)。)
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について 一の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

- 第 5 条 育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、<u>育児休業</u>次に掲げ をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育 る事由 児休業を承認しようとするとき とする。
 - (1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと。
 - (2) 育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子以外の子について育児休業の承認を請求した場合であって、任命権者にお

いてこれを承認することができること。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第 7 条 の 2 育 児 休 業 法 第 10 条 第 1 項 の 条 例 で 定 め る 職 員 は 、 次 に 掲 げ る 職 員 と す る 。
 - 非常勤職員
 - (2) 臨時的に任用される職員

 - (2) (本文少量)

 - (5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児 休業をしている職員
 - (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が 養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第 7 条 の 3 育 児 休 業 法 第 10 条 第 1 項 た だ し 書 の 条 例 で 定 め る 特 別 の 事 情 は 、 次 に 掲 げ る 事 情 と す る 。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短育児短時間勤務を時間勤務を時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第7条の6第1号に掲げる事由に該当したまり当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該

産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(第2号及び第3号省略)

- (4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第7条の6第2号</u>に掲げる事由に 第7条の6第3号 該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であた職員 の他の任命権者が定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の<u>承認の請求の際育児短時間勤務</u>により 計算するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(第6号省略)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第 7 条 の 6 育 児 休 業 法 第 12 条 に お い て 準 用 す る 育 児 休 業 法 第 5 条 第 2 項 の 条 例 で 定 め る 事 由 は 、 次 に 掲 げ る 事 由 と す る 。
 - (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。
 - <u>())</u> (本文省略)

(部分休業をすることができない職員)

第 8 条 育児休業法第19条第 1 項の条例で定める職員は、<u>育児短時</u>次に掲げ

市第3号

<u>間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている</u>る 職員とする。

- (1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
- (1) の 2 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児 休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (3) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員 (部分休業の承認)
- 第 9 条 部分休業 <u>(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(育児時間(横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号)第4条第1項第13号に規定する育児時間をいう。)を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。